

富田林市

排水設備工事指定業者の 手引き

富田林市上下水道部下水道課
令和3年7月5日 第7版

目 次

ページ

1、本市の公共下水道	1
2、排水区域と処理区域	1
3、排水設備の意義	1
4、排水設備の範囲	2
5、排水設備の設置及び水洗便所の改造	3
6、排水に関する受忍義務	3
7、排水設備工事の手順	3
8、排水設備工事に必要な書類	4
9、市街化調整区域下水道分担金	5
10、富田林市水洗便所改造資金融資あっ旋制度	5
11、排水設備の設計及び施工基準	8
12、除害施設の設置等に関する注意	11
13、参考資料	12

1、本市の公共下水道

本市の公共下水道は、大和川下流流域関連公共下水道となっており、汚水と雨水を別々の管で排除する「分流式」をすべての地域で採用している。

2、排水区域と処理区域

公共下水道が整備されたときは、供用開始の公示がなされ、その区域内の住民に対して排水設備の設置が義務づけられる。（法第10条第1項）

また、終末処理場による下水の処理が開始される場合には、処理開始の公示がなされ、その区域内のくみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければならない。（法第11条の3第1項）

(1)排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、法第9条第1項の規定による公示（＝供用開始の公示）がされた区域のことをいう。

処理開始の公示がされていない段階では、公共下水道の管渠の終末が終末処理場に接続されていない等の理由から、生放流の水洗便所は設置できない。

(2)処理区域

排水区域内から排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、法第9条第2項の規定により公示（＝処理開始の公示）がされた区域のことをいう。

終末処理場による下水の処理は開始されているため、水洗便所（生放流）を含む下水を直接排除できる。（市内の処理区域については上下水道部備付け地図を参照）

本市では、原則的に毎年3月31日に処理区域の処理開始の公示を行っている。

3、排水設備の意義

公共下水道は、市道などの公道に敷設されるものであるが、これに対して、家庭や事業所などから排出される下水を公共下水道に流し込むために私有地に設けられる施設を「排水設備」と呼んでいる。排水設備は私有地内のものであり、その規模も公共下水道より小さいが、公共下水道がいかに巨費を投じ、近代的な技術を集めて整備されたとしても、これに適応して、公共下水道に排出する排水設備が完備されなければ、下水道の目的、効果を完全に果たすことはできない。

そこで公共下水道の整備が完了すると、その地域内の住居あるいは事業所から排出される下水は、できるだけ早く公共下水道に排出する必要がある。法においては、第10条及び第11条の3において土地の所有者等になるべくすみやかに排水設備の設置及び水洗便所の改造を行うよう義務づけている。

本市においても、これらの法令とあいまって排水設備に関する諸規定について富田林市下水道条例（以下「条例」という）及びその規則等が定められている。

4、排水設備の範囲

排水設備とは、法第10条第1項において「排水区域内の土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」と定義されている。

本市では、具体的には排水設備の範囲を次のとおり取り扱う。

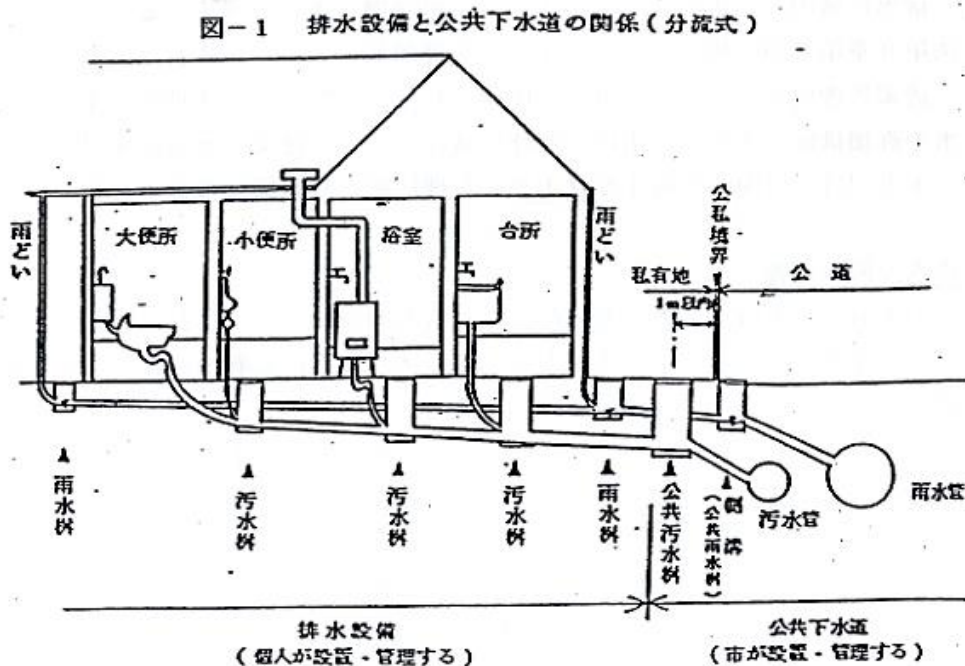
(1)汚水を流入させる排水施設にあたっては、原則として公共桝との接続箇所から屋外に設けられる最上流の桝までの間、及びそこから屋内又は屋外に設けられる洗面器、手洗器それらに類する器具類の直前までの間に設けられる排水施設をその範囲とする。

(2)雨水を流入させる排水施設にあたっては、公共下水道施設（通常は公共桝）との接続箇所から屋外に設けられる最上流の桝までの間に設けられる排水施設をその範囲とする。

(3)水洗便所については、水洗便所のタンク並びに便器を含めることとする。

(4)し尿浄化槽は除く。

図－1 に排水設備と公共下水道との関係を示す。



5、排水設備の設置及び水洗便所の改造

法第10条によれば、排水設備を設置するものは

- (1) 建築物の敷地である土地にあっては、その建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地にあっては、その土地の所有者
- (3) 道路その他公共施設（建築物を除く）の敷地である土地にあっては、その公共施設を管理すべき者

となっている。特別の事情により公共下水道管理者が認めたもの、又は下水道法施行令で定めるものについてはこの限りではない。また改造及び修繕は、上記の設置するものが行い、清掃その他の維持は占有者が行うものとする。

また、法第11条の3によれば、処理区域内においてくみ取り便所を設置されている建築物を所有するものは、処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ）に改造しなければならない。

6、排水に関する受忍義務

他人の土地や排水設備を使用しなければ下水を下水道に流入させることが困難であるときは、あらかじめ当該土地の占有者に告げた後に、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。ただし、この場合は、他人の土地や排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選び、その受ける利益の割合に応じて、設置、改築、修繕、及び維持に要する費用を負担しなければならない。（法第11条）

7、排水設備工事の手順

- (1) 工事の申し込みを受けたときは、正当の理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (2) 指定業者はあらかじめ必要な書類を添付した排水設備工事計画確認申請書（様式第2号）を提出して、市長の確認を受けなければならない。
- (3) 公共枿及びその取付管の新設を必要とするものは、事前に本市と協議のうえ、あらかじめ必要な書類を添付した公共下水道施設築造工事施工承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 確認後、その確認を受けた事項を変更しようとする時は、あらかじめその変更について書面により届け出て確認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（工事着手後において、障害物の関係で、基準に合致した範囲内での枿・排水管等の位置変更等をいう）は、事後承認でもよい。
- (5) 指定業者は、必要により、市係員の指示があれば工事の進捗状況その他、必要事項の報告をすること。

(6) 指定業者は、責任技術者において工事の監督を行わせ、技術上の指導はもちろんのこと、工事現場の整理整頓に留意し、周辺住民に迷惑をかけないように現場管理をしなければならない。

(7) 施工技術の向上と工事の性質から、検査その他において竣工後、外面から確認困難な箇所特に必要と思われる箇所は写真を撮り、市係員の指示により提出しなければならない。

(8) 施工位置に並行又は横断するガス管、水道管等の地下埋設物及び建物その他の近接構造物について、損傷のないよう十分注意し、必要により堅固な防護を行うこと。

(9) 指定業者はその工事が完了したときは、工事完了した日から7日以内に必要な書類を添付して排水設備工事完了届（様式第3号）を提出しなければならない。

(10) 完了検査は責任技術者立ち会いのうえ行う。ただし、市長が必要がないと認めるときは、責任技術者の立ち会いを省略することができる。

(11) 完了検査の結果不完全と認めるときは、市長の指示する期間内に改修しなければならない。

(12) 完了検査に合格した後1年以内に生じた故障については、無償で修繕しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失に基づく故障については、この限りでない。

8、排水設備工事に必要な書類

排水設備工事計画確認申請書及び排水設備工事完了届提出時の添付書類を次に示す

排水設備工事確認申請

提出書類	枚数
1、排水設備工事確認申請書	正副2枚
2、付近見取り図	正副2枚
3、工事計画平面図（縮尺100分の1）	正副2枚
4、最終くみ取り申請書（写し） 《「改造」の場合のみ》	正に1枚添付

以上正副それぞれこの順番に重ねホッチキス止めすること。

排水設備工事完了届

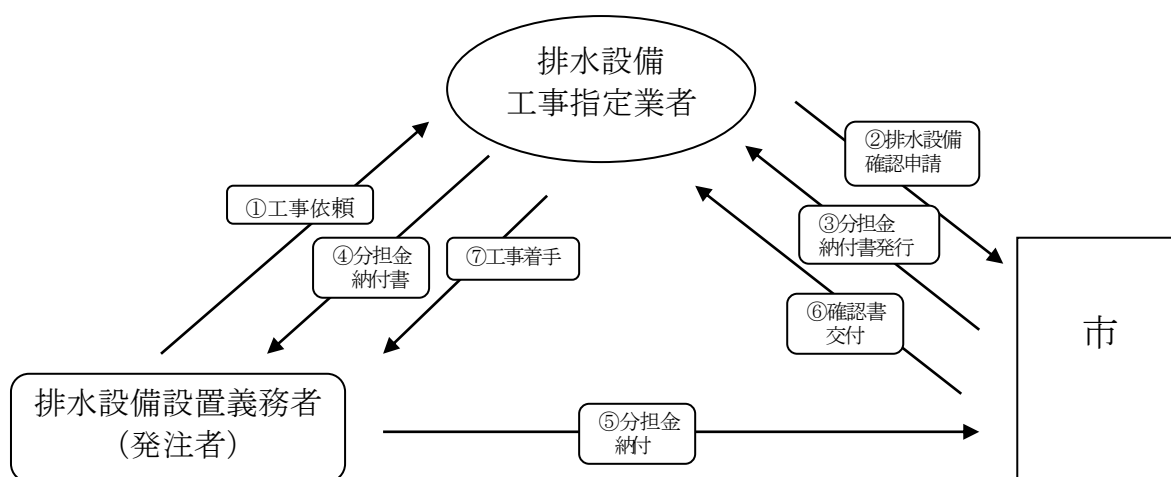
提出書類	枚数
1、排水設備工事完了届	1 枚
2、竣工平面図（完了届裏面）	—
3、付近見取り図	1 枚
4、申請者への工事代金請求書写し 《「改造」の場合のみ》	1 枚
5、使用開始届	1 枚

以上この順番に重ねホッチキス止めすること。

9、市街化調整区域下水道分担金（工事施工前に納付が必要）

本市の市街化調整区域での排水設備工事にあたって、排水設備設置義務者は、公共桧 1 箇所につき 12 万円の分担金を納付しなければならない。排水設備工事計画確認申請書提出時に納付書を発行するので、発注者への納付書の取次ぎを行うこと。分担金納付確認後に工事施工許可（確認書交付）となるため、工事日程に充分余裕をもった申請を行うこと。なお、分担金については、「富田林市水洗便所改造資金等融資あっ旋制度」が利用できる。分担金対象の地域かどうか、詳細については下水道課総務浄化槽係に問い合わせること。

※ 市街化区域の工事では必要のない③④⑤の手順が追加となるので注意すること。



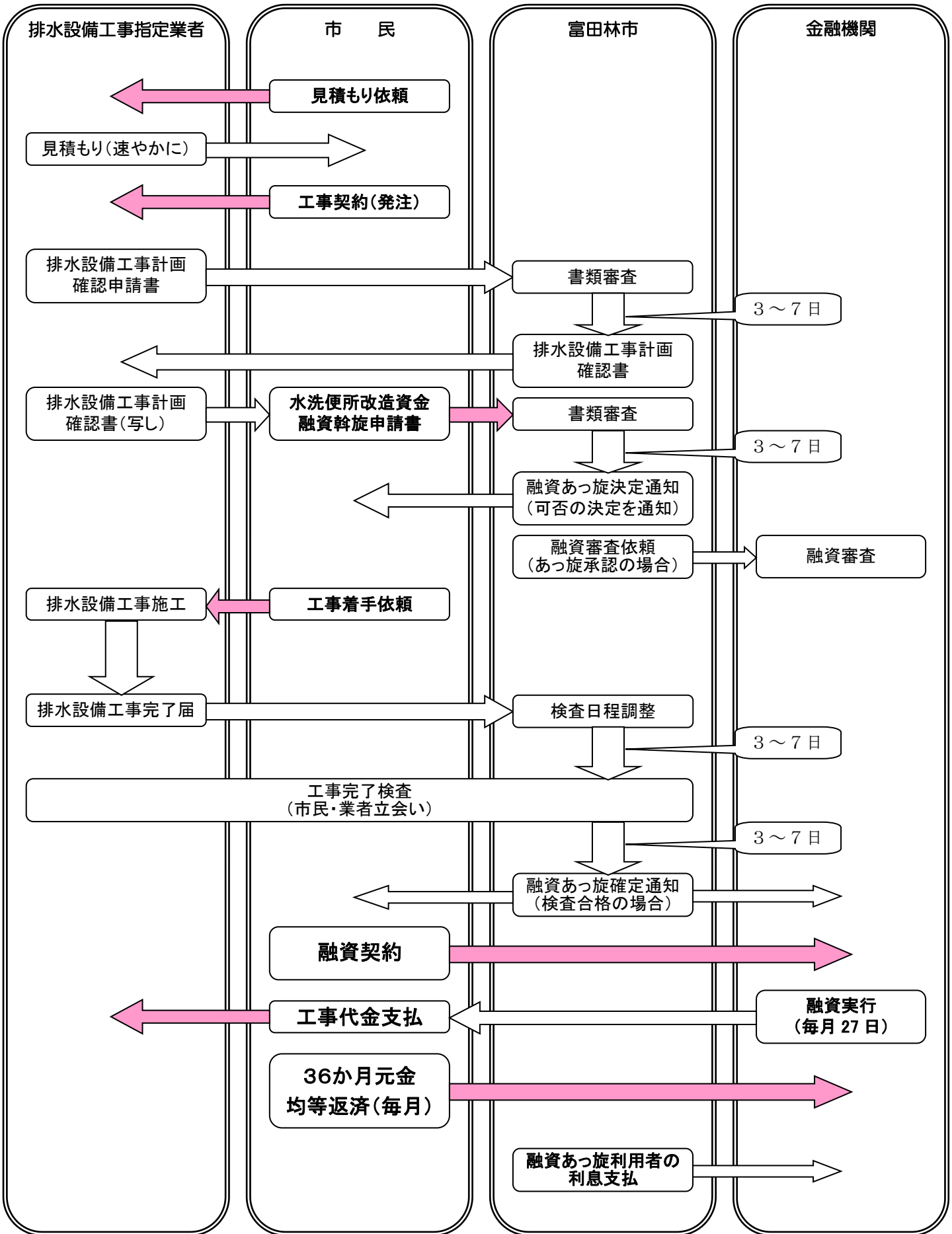
10、富田林市水洗便所改造資金等融資あっ旋制度

水洗便所改造工事には「富田林市水洗便所改造資金等融資あっ旋制度」が利用できる。次に本制度申請に際しての主な留意事項及び排水設備工事手順との関係を示したフローチャートを示すので、問い合わせがあれば説明すること。融資あっ旋申請は工事着手前の手続きが必要となる。その他、詳細については下水道課総務浄化槽係に問い合わせること。

水洗便所改造資金等融資あっ旋 申請に際しての主な留意事項

1. 融資あっ旋対象は、くみ取り便所（し尿浄化槽を含む）を壊して水洗便所に改造する工事と、同時に行われる台所や風呂などの排水設備工事です。新築の場合は対象となりません。
2. 融資あっ旋額は、改造工事1件につき60万円以内です。[件数にかかわらず200万円が上限です。]
3. 申請者は、市内に居住し、独立の生計を営む、下水処理区域内の建築物の所有者、又はその所有者の承諾を得た建築物の使用人で、市民税・固定資産税・水道料金を滞納していない人。ただし、法人は対象外となります。
4. 連帯保証人は、府内に3か月以上居住し、独立の生計を営み、市町村民税・固定資産税を滞納していない人。
5. 融資あっ旋申請書には、すべて自筆で記入のうえ、実印を押印し、申請者と連帯保証人の印鑑証明書（1か月以内に発行したもの）と納税証明書（市町村民税・固定資産税 最新年度分）を各1通ずつと排水設備計画確認書（写し）を添付してください。
申請者が当該建築物の所有者でないときは、所有者の納税証明書（固定資産税 最新年度分）が必要です。
6. 融資あっ旋申請書に収入印紙（200円）を貼り付け、本人並びに連帯保証人の割り印を押してください。
7. 融資あっ旋金融機関は下記の5金融機関です。
◎関西みらい銀行（富田林支店・喜志支店） ◎近畿労働金庫（富田林支店）
◎池田泉州銀行（喜志支店） ◎りそな銀行（富田林支店）
◎大阪南農業協同組合（富田林市内各支店）
8. 申請後、融資あっ旋金融機関は変更しないでください。
9. 申請書類に不備がなければ、約1週間程度で「融資あっ旋決定通知書」を送付します。工事完了後、完了検査を行い、「融資あっ旋確定通知書」を送付しますので、これを申請者本人が持参のうえ指定金融機関と融資契約を結んでいただきます。
10. 融資あっ旋後、償還途中で市外へ住所を移転するとき、又は融資あっ旋により改造した便所の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、期限前であっても繰り上げて償還しなければなりません。

排水設備工事手順及び水洗便所改造資金融資あつ旋手続き



1 1、排水設備の設計及び施工基準

(1) 工事計画平面図及び竣工平面図の作成については次の記号（図－2）及び設計例（図－3）に従って行う。

図－2 設計図で使用する標準記号

名 称	記 号	名 称	記 号
大便器		排水管	
小便器		管の交叉	
兼用便器		立管	
手洗器		排水溝	
流し		雨どい	
浴槽・バス		延物 外間 仕切	
立水栓		境界線(公・私・隣地共)	
汚水枳		除害施設等	
雨水枳		公共雨水枳	
公共汚水枳		取付管	
掃除口		公共下水道の人孔	

汚水・雨水

注1) 既設の排水設備は黒色で、新設の排水設備は赤色・青色で記入。

注2) 設計図には次の事項を記入すること。

- イ. 枳——枳の中心部（管底）におけるG Lとの高低差
- ロ. 管渠—材質、管径（内のり）、延長、勾配

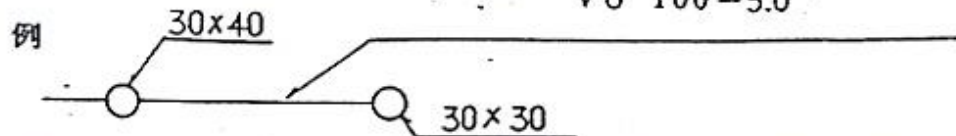
V U 塩化ビニール管（薄肉管）

V P 塩化ビニール管（厚肉管）

E P ・陶管

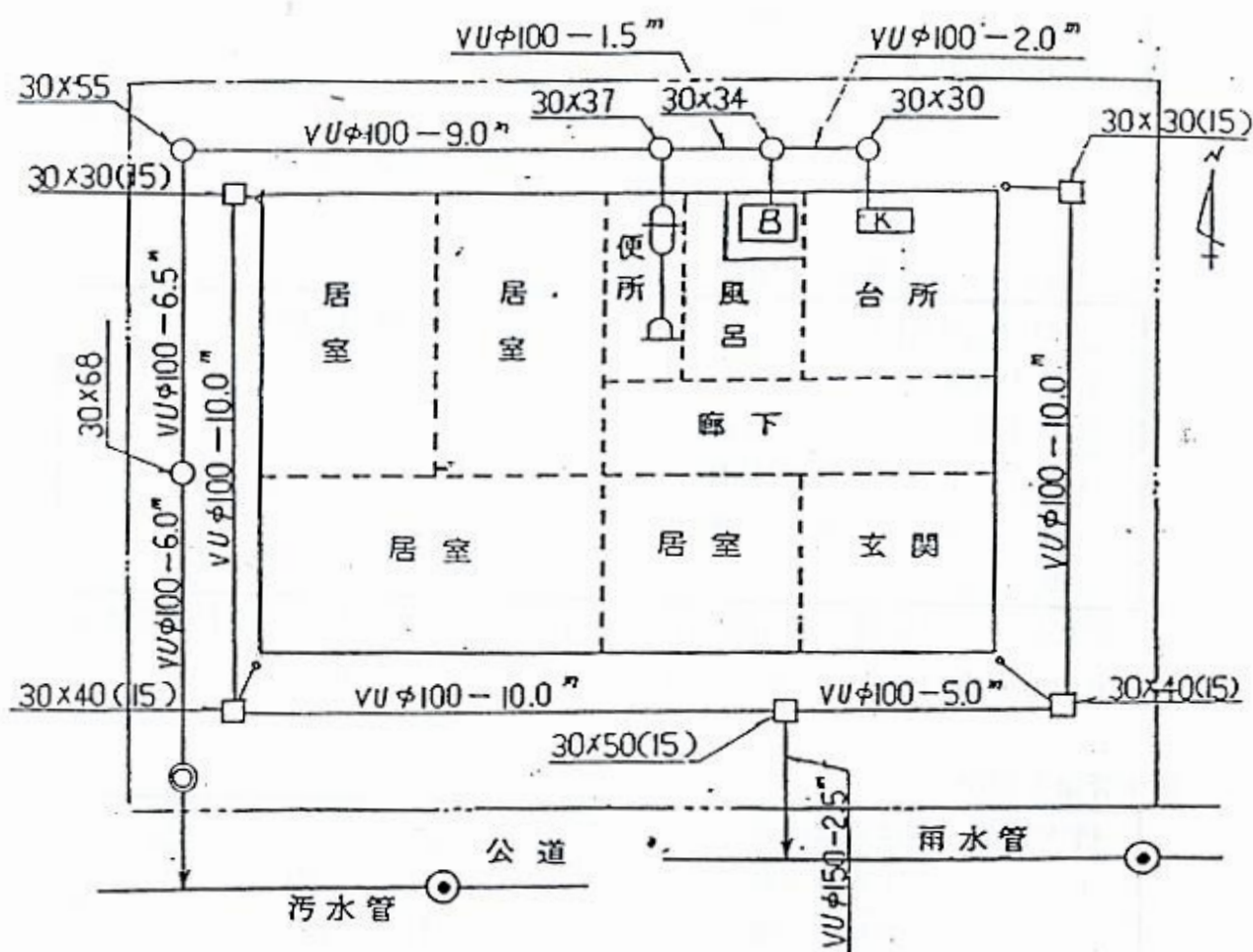
H P 遠心力鉄筋コンクリート管

C P 鉄筋コンクリート管 V U ϕ 100-5.0^m



注3) 大規模なビル、その他の建物で上図の記号により難しい場合には、別の記号を用いてもよい。（ただし、この場合は、凡例を記入すること。）

図-3 分流式の設計例



(設計条件)

1. 排水面積 266 m^2 (14.0 $m \times 19.0 m$)
2. 地盤 水平
3. 公共樹 汚水樹 (NO. 0) 深 80 cm
雨水樹 (NO. 6) 深 75 cm
4. 排水箇所 大便器、小便器、手洗、風呂、台所、各1箇所
雨どい 4箇所

(2) 施工にあたっての基準については次のとおりとする。

汚水のみを排除すべき排水管の内径

排水人口(人)	排水管の内径(ミリメートル)
1 5 0 未満	1 0 0 以上
1 5 0 以上 3 0 0 未満	1 2 5 以上
3 0 0 以上 5 0 0 未満	1 5 0 以上
5 0 0 以上	2 0 0 以上

ただし、一の建物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長 3 メートル以下のものの内径は、7 5 ミリメートルとすることができる。

雨水を排除すべき排水管の内径

排水面積(平方メートル)	排水管の内径(ミリメートル)
2 0 0 未満	1 0 0 以上
2 0 0 以上 4 0 0 未満	1 2 5 以上
4 0 0 以上 6 0 0 未満	1 5 0 以上
6 0 0 以上 1 5 0 0 未満	2 0 0 以上
1 5 0 0 以上	2 5 0 以上

ただし、一の建物から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長 3 メートル以下のものの内径は、7 5 ミリメートルとすることができる。

排水管渠の勾配

排水管渠の内径又は内のり(ミリメートル)	勾配
1 0 0 以上 1 5 0 未満	1 0 0 分の 2 以上
1 5 0 以上 2 0 0 未満	1 0 0 分の 1. 5 以上
2 0 0 以上 2 5 0 未満	1 0 0 分の 1. 2 以上
2 5 0 以上	1 0 0 分の 1 以上

枝管の内径

枝管の種類	枝管の内径(ミリメートル)
小便器、手洗器及び洗面器接続管	5 0 以上
大便器、浴槽(家庭用)及び炊事場接続管	7 5 以上

ますの内のり

種 別		ますの内のり (ミリメートル)
第 1 種	排水管渠の内径又は内のりが150ミリメートル以下で、管底と地表面との差が700ミリメートルまでのとき	排水管渠の内径又は内のりと同等以上
第 2 種	排水管渠の内径又は内のりが150ミリメートル以下で、管底と地表面との差が700ミリメートルを超えるとき	2 0 0 以上
第 3 種	排水管渠の内径又は内のりが200ミリメートルを超えるとき	3 0 0 以上

なお、特別な事情により、基準どおりに施工することが困難な場合には、事前に担当係員に相談すること。

以上の基準以外の排水設備の設計及び施工の基準については、「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」（社団法人日本下水道協会発行）に準じる。

1 2、除害施設の設置等に関する注意

下水処理場で処理されるものには限りがあり、特に事業場等からの汚水には下水道施設の損傷、処理場の処理が困難、あるいは処理できないという物質を含むことがある。したがって、下水道を効率的に利用するためには、公共下水道に受け入れる以前に、その障害を除去するため、あらかじめ汚水の処理施設あるいは除害施設によって、必要な処置を取らなければならないことを法及び条例で規定している。このような恐れのある事業場、飲食店等の排水設備工事を行うにあたっては、必ず排水設備工事計画確認申請の時点で事前に担当係員の指示を仰ぐこと。

1 3、参考資料

・富田林市排水設備工事指定業者に関する規程

・各種様式（一部縮小）

排水設備工事確認申請書・工事計画平面図・排水設備工事完了届（裏面竣工図面）は
A 3 サイズ

○富田林市排水設備工事指定業者に関する規程

平成28年4月1日
上下水管規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、富田林市下水道条例(昭和56年条例第22号。以下「条例」という。)第5条の2に規定する指定業者の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定基準)

第2条 条例第5条の2第1項第3号に規定する指定業者の要件は、排水設備工事を業とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 当該指定の申請の日において、禁錮以上の刑に処せられている者
- (4) 暴力団員(富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(同条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)
- (5) 申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者)が前4号に規定する者に該当しているもの

(申請手続)

第3条 条例第5条の2第2項の申請をしようとする者は、排水設備工事指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 営業所の一覧表、位置図及び写真
- (2) 責任技術者の名簿
- (3) 工事経歴書
- (4) 誓約書(前条第2号から第4号までのいずれの要件も満たしている者であることの誓約)
- (5) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し
- (6) 雇傭技術者名簿
- (7) 公租公課の納税証明書
- (8) 所有する器具及び機械の調書
- (9) その他管理者が必要と認める書類

(指定の決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請により審査のうえこれを決定する。

(指定業者証の交付)

第5条 指定業者には、排水設備工事指定業者証(様式第2号)を交付する。

2 指定業者は、排水設備工事指定業者証の再交付を申請することができる。

(指定の時期及び期間)

第6条 指定業者の指定は、随時に行う。

2 指定の期間は、5年とする。ただし、管理者は、初回の指定の期間に限り、短縮することができる。

(指定業者の遵守事項及び義務)

第7条 指定業者は、下水道に関する法令、条例、富田林市下水道条例管理規程(平成28年富田林市上下水道事業管理規程第29号。以下「施行規程」という。)及びこの規程を遵守するほか、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 営業所の見やすい場所に排水設備工事指定業者証を掲げること。
- (2) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (3) 工事は、誠実かつ迅速に施工し、完了後は直ちに届け出て、責任技術者立ち会いのうえ、管理者の検査を受けなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、責任技術者の立会いを省略することができる。
- (4) 完了検査の結果不完全と認めるときは、管理者の指示する期間内に改修しなければならない。

- (5) 完了検査に合格した後1年以内に生じた故障については、無償で修繕しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失に基づく故障については、この限りでない。
- (6) 名義を貸与し、又は下請負人によって施工してはならない。
- (7) 反則工事の防止に協力しなければならない。
- (8) 使用人の行為について、一切の責任を負わなければならない。
- (9) 不当に高額な報酬を要求し、又は受けてはならない。
- (10) 第3条各号の提出書類の記載事項等に異動が生じたときは、その都度7日以内に管理者に届け出て承認を受けなければならない。
- (11) 災害時における復旧、漏水防止その他管理者の要求があるときは、いつでも管理者に協力すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示する事項
(監督)

第8条 管理者は、必要に応じて指定業者の営業状態、帳簿、工事材料等について監督することができる。

(指定の取消し等)

第9条 指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例第5条の2第1項に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、指定業者として不適当な行為があったとき。

2 前項の処分による損害について市は、その責を負わない。

(指定業者証の返還等)

第10条 指定業者が廃業し、又は第9条の規定によりその指定を取り消されたときは、排水設備工事指定業者証を3日以内に管理者に返還しなければならない。

(責任技術者の資格)

第11条 条例第5条の2第1項第2号に規定する責任技術者は、大阪府下水道協会(以下「協会」という。)が行う責任技術者試験(以下「試験」という。)に合格し、排水設備工事責任技術者として協会の登録を受け、協会から排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)を交付された者でなければならない。

(責任技術者の登録の取消し等)

第12条 管理者は、責任技術者が下水道法(昭和33年法律第79号)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)又は条例若しくは条例に基づく規程等の規定に違反したときは、当該責任技術者に係る取消し又は効力の停止について協会に求めることができる。

(臨時指定業者)

第13条 管理者は、指定業者と同等以上の資格及び技術を有すると認められる者が自己の排水設備工事を行うときは、臨時に指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、排水設備工事臨時指定申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請を適当と認めたときは、排水設備工事臨時指定業者証(様式第4号)を申請者に交付する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前において、廃止前の富田林市排水設備工事指定業者に関する規則(平成10年富田林市規則第11号。以下「廃止前の規則」という。)の規定に基づき市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規程の施行日前において、廃止前の規則の規定に基づき市長によりなされた処分、通知その他の行為のうち、施行日以後についてなお効力を有するものについては、施行日以後においては、管理者によりなされた処分、通知その他の行為とみなす。

4 この規程の施行の際、現に廃止前の規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則(令和元年上下水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年上下水管規程第2号)抄

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

附 則(令和元年上下水管規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第3条の規定による改正前の富田林市排水設備工事指定業者に関する規程第12条の規定により責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、第3条の規定による改正後の富田林市排水設備工事指定業者に関する規程第11条の規定による登録を受けている者とみなす。

附 則(令和3年上下水管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の各規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この規程による改正後の各規程の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。

附 則(令和3年上下水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

各種様式見本（一部縮小）

- ・ 排水設備工事確認申請書 A 3 サイズ
- ・ 工事計画平面図 A 3 サイズ
- ・ 最終汲み取り申込書
- ・ 排水設備工事完了届 A 3 サイズ
- ・ 公共下水道使用開始届

様式第1号（第7条関係）

排水設備工事計画確認申請書

課長		参事		課長代理		主幹		係長		係員	
受確認番号	第	号				特記事項					
受付年月日	令和	年	月	日							
確認年月日	令和	年	月	日							
富田林市長 様											
令和 年 月 日											
住所 氏名											
申請者 氏名											
施工業者 住所 氏名											
(電話)											
責任技術者 住所 氏名											
富田林市下水道条例第4条第1項の規定により、次のとおり排水設備工事計画の確認を申請します。											
施設場所	富田林市										
使用者	住所 富田林市					氏名					
工事内容	新設、増設、改造、その他 ()										
設備種類	雨水のみ、汚水のみ、汚水雨水共用										
排水区分	1. 家庭用 2. 官公署用 3. 病院用 4. 事業所用 5. 工場・作業場用 (具体的に) 6. 飲食店用 (業種) 7. クリーニング店用 8. 理美容店用 9. 集合住宅 10. その他 ()										
排水面積	㎡		排水人員	人		水洗便所設備					
建築面積	㎡		排水戸数	戸		有 ・ 無					
構造	配水管、排水きよ等の種類		陶管、コンクリート管、ビニール管、その他 ()								
	内径及び延長			ます 個							
造	内径			延長			便器				
	mm			mm			大 便 器				
	mm			mm			小 便 器				
mm			mm			兼用便器					
着工予定 令和 年 月 日			完了予定 令和 年 月 日								

排水設備工事費明細書

水洗便所型式		工事内容			新設、増設、改造、その他 ()		
種類	形状 ・ 寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)		
便所内部工事							
	小計 (A)						
排水設備工事							
	小計 (B)						
附帯雑工事							
	小計 (C)						
総計		(A) + (B) + (C)			円		

排水設備工事平面図

S=1/

施設場所

図面表示凡例	
	大 便 器
	小 便 器
	手 洗 器
	浴 場
	立 浴 場
	水 栓
	汚 水 栓
	汚 水 最 終 栓
	掃 除 口

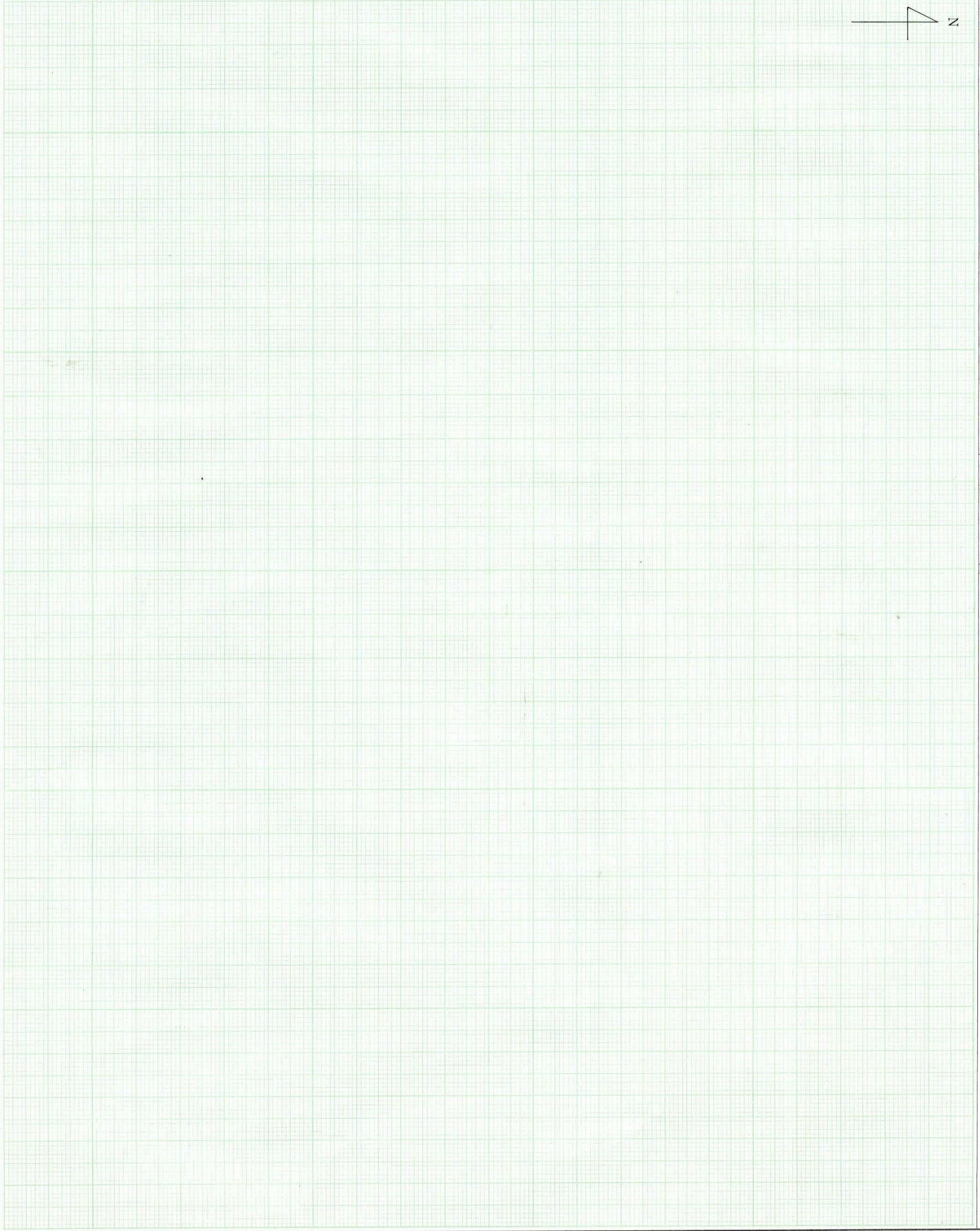
	既設汚水、排水管
	新設、汚水管
	新設、雨水管
	管 の 交 差
	立 管
	排水渠(開渠)
	雨 ど い
	F.P. 管
	H.P. 管
	V.P. 管
	V.U. 管

	建 物 外 周
	隣 地 境 界 線
	建 物 間 仕 切 り
	公 共 下 水 道
	取 付 管

※注意事項

1.排水設備の設計図は市の指定する用紙を用い原則として縮尺100分の1の図面とすること。

2.申請位置図については、縮尺2500分の1程度として、申請地を赤色で記入すること。



公共下水道接続・富田林市浄化槽設置に伴う最終汲み取り申込書

申込日 令和 年 月 日

富田林市長 様

申込者	住所	
	氏名	
	電話	
汲み取り 申請場所	申込者と汲み取り申請場所が異なる場合記入	
	住所	富田林市
	氏名	
	電話	

次のとおり公共下水道接続に伴う排水設備工事を実施するため、最終汲み取りを申込します。

トイレの種類 及び清掃業者	普通便槽・無臭便槽・簡易水洗	阪南・藤野		家族 員数	人
	合併浄化槽・単独浄化槽	阪南・藤野・三和			
着工予定日	令和 年 月 日	汲み取り実施日	令和 年 月 日		
給排水設備工事 施 工 業 者	住 所 業者名 電 話				
(付近見取図)					

- ※注意
1. 申込は、汲み取り予定日の7日前までに行ってください。
 2. 汲み取り予定日に変更が生じた場合は、3日前までに汲み取り指定業者または衛生課へ連絡してください。
 3. 汲み取り実施日が雨天の場合、給排水設備工事業者は汲み取り業者と連絡を密にしてください。
 4. 浄化槽の使用を廃止する場合は保健所に「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。
 5. 浄化槽（単独・合併）接続の場合は、必ず保健所に届出してください。

様式第3号 (第11条関係)

排水設備工事完了届

課長	参事		課長代理		主幹		係長		係員	
令和 年 月 日										
富田林市長 様										
申請者			住所名							
使用 者			住所名							
施工業者			住所名							
責任技術者			住所名							
(電話)										
富田林市										
新設、増設、改造、その他 ()										
確認年月日番号		令和 年 月 日		番号		第 号				
完了年月日		令和 年 月 日								
上記の施設場所にて、別紙完了図面のとおり排水設備工事が完了したので、届出をします。 なお、排水設備工事に伴い、他人の所有権に係した紛争又は事故が生じた場合しくは自己所有地の排水設備について故障が生じた場合は、一切を申請者の責任において処理します。										
※下記の欄には記入しないで下さい。										
受付年月日番号		令和 年 月 日		番号		第 号				
検査年月日及び結果		令和 年 月 日		合格		不合格				
排水設備検査済証番号		第		号						
備考										

給水種類	1. 上水道 2. 井戸水 3. 工業用水 4. その他 ()
排水区分	1. 家庭用 2. 官公署用 3. 病院用 4. 事業所用 5. 工場・作業場用 (具体的に) 6. 飲食店用 (業種) 7. クリーニング店用 8. 理美容店用 9. 集合住宅 10. その他 ()
特定事業場	業種名 ()
除害施設	1. 有り 2. 無し
ポンプ施設	1. 有り 2. 無し

付近見取図

排水設備工事平面図

S=1/

施設場所

図面表示凡例

	大 便 器
	小 便 器
	手 洗 器
	流 入 口
	浴 室
	立 水 栓
	汚 水 管
	雨 水 管
	汚 水 管
	最 終 弁
	口 掃

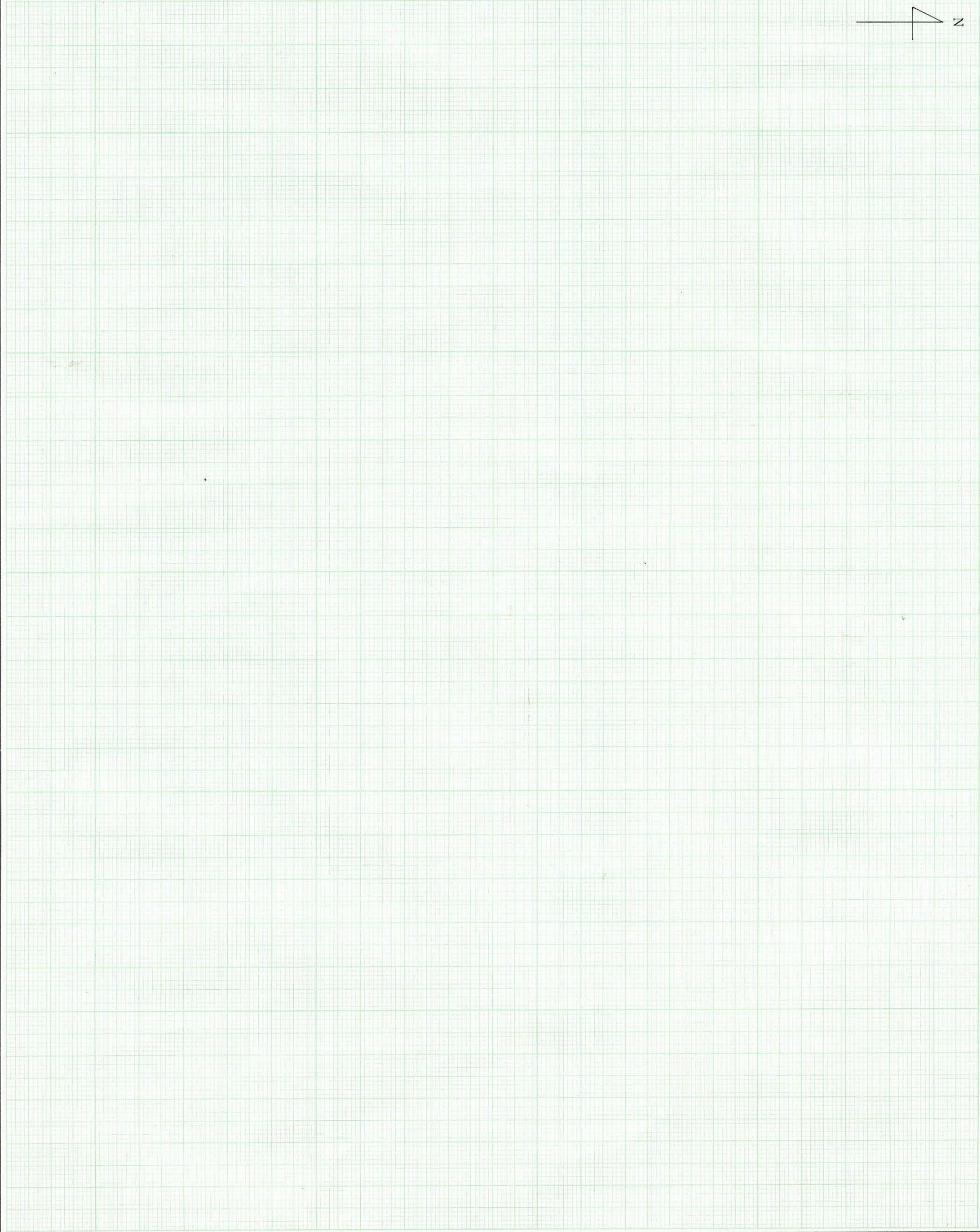
—— (黒)	既設汚水、排水管
—— (赤)	新設、汚水管
—— (青)	新設、雨水管
—— 立	管 の 交 差
△	立 管
——	排水渠(開渠)
○	雨 ど い
F.P.	鑄 鉄 管
H.P	ヒューム管
V.P. V.U	ビニール管
陶	管

——	建 物 外 周
——	隣 地 境 界 線
.....	建物間仕切り
——	公 共 下 水 道
——	取 付 管

※注意事項

1.排水設備の設計図は市の指定する用紙を用い原則として縮尺100分の1の図面とすること。

2.申請位置図については、縮2500分の1程度として、申請地を赤色で記入すること。



様式第9号(第11条関係)

公共下水道使用開始（休止 ・ 廃止 ・ 再開）届

年 月 日

富田林市長様

住所
フリガナ
氏名
電話番号

届出人

開始
休止
廃止
再開

のとおりに、公共下水道の使用の
届出をします。

施設場所	富田林市												
※ 使用者氏名					※ 水道お客様番号								
使用開始年月日	年 月 日				(開始・休止・廃止・再開)								
備考	新設 改造				(休止・廃止の理由)								
排除汚水種類	水道汚水				水道以外の汚水								
使用目的	1. 家庭用 2. 官公署用 3. 病院用 4. 事業所用 5. 工場・作業場用 (具体的に) 6. 飲食店用 (業種) 7. クリーニング店用 8. 理美容店用 9. 集合住宅 10. その他 ()												
構成人員	家族 人				同居人 人				計 人				
水洗便所	有 大便器 個 ・ 無 小便器 個 共用便器 個												
浴槽の有無	有 (槽) ・ 無												

調査事項

※改造の場合は必ず記入してください。
集合住宅等については別紙に全件分
記入してください。

水道メーター番号		口径	φ mm
----------	--	----	-----------------

・水道お客様センター記入欄・

開始月	料金システム入力	減免確認	備考
年 月分から	年 月 日		

様式第9号公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届別紙（例）

	施 設 場 所		富 田 林 市									
1	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
2	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
3	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
4	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
5	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
6	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
7	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								
8	部屋番号等		水道メーター番号		口径	φ					mm	
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号								

※ 改造の場合は必ず記入してください。

施設場所に散水栓等、下水道に排出しない水道メーターがある場合は以下に記入しておくこと

	用途		水道メーター番号		口径	φ					mm
	※ 使 用 者 氏 名			※ 水道お客様番号							